

厚生労働省発生食 0525 第 9 号  
令和 3 年 5 月 25 日

薬事・食品衛生審議会

会長 太田 茂 殿

厚生労働大臣 田村 憲久  
( 公 印 省 略 )

### 諮詢書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

### 記

#### 1 次に掲げる農薬等の食品中の残留基準設定について

動物用医薬品ゼラノール  
農薬及び動物用医薬品エトキサンゾール  
農薬及び動物用医薬品ジフルベンズロン  
農薬及び動物用医薬品スピノサド  
農薬アシノナビル  
農薬アミスルプロム  
農薬アメトクトラジン  
農薬イマザビル  
農薬オキサチアピプロリン  
農薬カスガマイシン  
農薬グリホサート  
農薬クロラントラニリプロール  
農薬クロルフルアズロン  
農薬シアゾファミド  
農薬シエノピラフェン

農薬シクラニリプロール  
農薬シフルフェナミド  
農薬シフルメトフェン  
農薬ジメテナミド  
農薬スピネトラム  
農薬ゾキサミド  
農薬テトラニリプロール  
農薬ピカルブトラゾクス  
農薬ピラジフルミド  
農薬ピリオフェノン  
農薬ピロキサスルホン  
農薬フェンピコキサミド  
農薬フェンヘキサミド  
農薬フルオキサストロビン  
農薬フルキサメタミド  
農薬フルチアニル  
農薬フルトラニル  
農薬プロフラニリド  
農薬プロヘキサジオンカルシウム塩  
農薬ヘキシチアゾクス  
農薬ベンチアバリカルブイソプロピル  
農薬マンジプロパミド  
農薬マンデストロビン  
農薬メソトリオン  
農薬メタフルミゾン  
農薬メチルテトラプロール  
農薬メトラフェノン  
農薬メフェントリフルコナゾール

## 2 次に掲げる動物用医薬品の試験法の設定について

動物用医薬品ゲンチアナバイオレット試験法

以上

令和3年8月16日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 橋山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

令和3年5月25日付け厚生労働省発生食0525第9号をもって諮詢された、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づく別紙の40品目の農薬等に係る食品中の農薬等の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別紙)

1. アシノナピル
2. アミスルプロム
3. アメトクトラジン
4. イマザビル
5. エトキサゾール
6. オキサチアピプロリン
7. カスガマイシン
8. グリホサート
9. クロラントラニリプロール
10. クロルフルアズロン
11. シアゾファミド
12. シエノピラフェン
13. シクラニリプロール
14. シフルフェナミド
15. ジフルベンズロン
16. シフルメトフェン
17. スピネトラム
18. スピノサド
19. ゾキサミド
20. テトラニリプロール
21. ピカルブトラゾクス
22. ピラジフルミド
23. ピリオフェノン
24. ピロキサスルホン
25. フェンピコキサミド
26. フェンヘキサミド
27. フルオキサストロビン
28. フルキサメタミド
29. フルチアニル
30. フルトラニル
31. プロフラニリド
32. プロヘキサジオンカルシウム塩
33. ヘキシチアゾクス
34. ベンチアバリカルブイソプロビル

35. マンジプロパミド
36. マンデストロビン
37. メソトリオン
38. メチルテトラプロール
39. メトラフェノン
40. メフェントリフルコナゾール

# 基本原則の一部改訂に伴う残留基準設定について

## 1. 概要

ミツバチが蜜や花粉を収集する際には、農薬等に直接的又は間接的に暴露されることがあります。農薬等がはちみつに微量に含まれる可能性がある。欧州委員会では、はちみつについて、消費者に対して安全な基準値を設定するため、必要なデータと適切な基準値を設定する方法に関するガイドラインが公表された。これも踏まえ、我が国においても、「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を一部改訂し、「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」(令和3年3月11日農薬・動物用医薬品部会) (別紙1。以下「設定方針」という。) をとりまとめた。

今般、設定方針のとりまとめを踏まえ、2. のとおり、はちみつ中の農薬等の残留基準を設定する。

## 2. 今般の残留基準設定の内容

以下の考え方に基づき、農薬等40品目について、別紙2のとおり、はちみつ中の残留基準を設定する。

- ・ 蜜を生成する主な食用作物（果実類、ナッツ類等）において、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号) 第1 食品の部A 食品一般の成分規格の6(1)で、個別に残留基準値が設定されている農薬等を対象とする。
- ・ また、今般の規格基準設定の対象となる農薬等は、いずれも、過去に食品安全委員会で食品健康影響評価が行われ、許容一日摂取量(ADI)及び急性参考用量(ARfD)の評価結果が通知されており、直近の評価結果においてARfDが「設定の必要なし」とされている。
- ・ 設定方針の1(2)①に基づき、はちみつを対象とする公示試験法の有無等を踏まえ、既定値(0.05 ppm)又は定量限界値(LQO)を残留基準値として設定する。

なお、今般設定するはちみつ中の残留基準における残留の規制対象物質は、畜産物の規制対象物質が定められている農薬等は畜産物の規制対象物質と同じとし、定められていない農薬等は農産物の規制対象物質と同じとする。

## 3. ADI及びARfDの評価

今般の残留基準設定の対象となる農薬等について、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めた過去の直近の食品健康影響評価において、ADIは別紙3のとおり、ARfDはいずれも設定の必要なしと評価されている。

#### 4. 暴露評価

##### ① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量の ADI に対する比は、別紙4のとおり。推定摂取量の試算は、はちみつについては設定方針の2に基づき基準値案を用いて行い、その他の食品については過去の直近の本部会報告における暴露評価に基づき行った。はちみつからの各農薬等の1日当たりの推定摂取量の ADI に対する比は、いずれも0.05%未満であった。

#### 5. 食品安全委員会への意見聴取

今般の残留基準の設定にあたり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて食品健康影響評価について意見を求めたところ、今般の残留基準の設定の対象となる農薬等については、いずれも既に食品健康影響評価結果を通知したところであり、当該農薬等のはちみつ中の残留基準を設定することは、当該評価結果及びばく露評価結果から人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められないため、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨の回答があった。

## はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について

ミツバチが蜜や花粉を収集する際に、農薬等に直接的又は間接的に暴露されることがあり、農薬等がはちみつに含まれる可能性がある。欧州委員会では、はちみつについて、消費者に対して安全な基準値を設定するため、必要なデータと適切な基準値を設定する方法に関するガイドライン<sup>i</sup>を公表した。

はちみつは、動物由来の食品であり、一般的な原則として、家畜であるミツバチによる農薬等の摂取・吸収には次の3種類がある。

- ① 動物への直接的な薬品の投与による摂取・吸収
- ② 家畜の収容施設に使用した結果としての摂取・吸収
- ③ ミツバチのえさ等の残留物を介した摂取・吸収

上記①及び②は、動物用医薬品としての使用や養蜂箱の処置による残留を考慮し基準値が設定される。③については、農薬が処理された作物や、その近隣に生育する植物が開花している間に、そこでミツバチが蜜や花粉を収集し摂取した場合である。

### 1 基準設定の基本的な考え方

#### (1) 残留物の定義

農薬等の基準設定にあたり、残留物の定義を決定する際には、OECD ガイドライン等で示された基本原則のほか以下を考慮する。

- ・ 作物等で決定された規制対象物質の定義は適切か
- ・ 規制の目的のために使用される公示試験法等は、はちみつの残留物の定義に含まれる物質を網羅するか
- ・ 分析用の標準物質が入手可能か

#### (2) 基準値案の設定方法

- ① 公示試験法がある場合には、定量限界値(LQ)を設定する。公示試験法として、はちみつ固有のLQが検討されていない場合は、既定値として0.05 ppm<sup>ii</sup>を設定する。
- ② シロップ給餌試験のほか、モニタリングデータなど具体的なデータを基にした基準値の設定が可能である。

モニタリングデータに基づき基準値を設定する場合は、食品中の汚染物質の基準値作成と同様な考え方に基づき、ALARAの原則(As Low As Reasonably Achievable; 合理的に達成可能な最も低い濃度)を適用して、統計的な手法等により基準値を設定することが適当である。ただし、この場合に許容される違反率を何%に設定するかについては、国際的に合意された値ではなく、リスク管理機関の判断に委ねられている。基準の設定に当たっては、その基準が貿易において不当な制限となってはならず、また、食品が十分に消費者に供給されなければなら

<sup>i</sup> TECHNICAL GUIDELINES 「Technical guidelines for determining the magnitude of pesticide residues in honey and setting Maximum Residue Levels in honey」 SANTE/11956/2016 rev.9 (14 September 2018)

<sup>ii</sup> カルボフランの急性参考用量(ARfD)  $1.5 \times 10^{-4}$  mg/kg 体重を最小の急性参考用量と仮定して、はちみつの摂食者における摂取量の97.5%タイル値(国民全体 40g/日、幼小児 23.6g/日、女性(14~50歳) 42g/日)(H17~19年度食品摂取頻度・摂取量調査結果から算出)から、はちみつ中の最大汚染濃度は、0.1 ppmまで設定可能。

ない。ALARA の原則に基づき、国際的な状況を踏まえ、許容される違反率を設定する。その際、定量下限値未満のデータ（定量下限と同濃度含有しているものとして扱う。以下同じ。）も含めた場合の当該違反率におけるパーセンタイル値に基づき基準値案を設定する。

## 2 暴露評価

わが国における1人1日当たりのはちみつの摂取量の平均は、国民全体 0.773 g/人/日、幼小児 0.471 g/人/日、妊婦 1.127 g/人/日、高齢者 1.058 g/人/日<sup>iii</sup>であり、食事全体に占める割合は非常に小さい。

結果として、食事による長期暴露評価において、著しく影響するという結論には至らないものと考えられる。

1 (2) ①に基づき、基準値を設定する際には、当該食品からの摂取量は、L00 又は 0.05 ppm を用いることとなるが、一般的に TMDI 試算では過大な暴露評価となる。また、1 (2) ②のモニタリングデータに基づき基準値を設定する場合は、全ての残留農薬等検査データ等が定量下限値未満となるケースでは、当該食品からの摂取量を 0 とすることもあるが、環境汚染物質の評価では、定量下限値の 1/2 を用いることがある。

このため、原則として、以下の①から③までの数値を用いて暴露評価を行うこととする。ただし、これに限らず、暴露評価対象の農薬の特性等を踏まえ、消費者の健康を保護できる範囲で、過大な暴露評価とならないよう適切な数値を選択することとする。

- ① 残留農薬等検査等で検体の 40%以上において、当該物質が検出された場合は、分析法の定量下限値未満のデータを含めた全データの中央値。
- ② 検体の 80%以上における残留濃度が定量下限値未満の場合、摂取量を 0 とする。
- ③ 検体の 60%以上 80%未満における残留濃度が定量下限値未満の場合、定量下限値の 1/2。

## 3 基準値の見直し

はちみつ中の農薬等の濃度は、輸出国等の地域差によって大きな差があることが想定されることから、輸出国が異なる食品の残留農薬等検査データ等の収集を継続して行うとともに、公示試験法の開発・評価を通じ、必要に応じて基準値の見直しを行う。

<sup>iii</sup> H17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書より

(参考) 蜜を生成する主な食用作物

そば	もも
しゅんぎく	あんず（アプリコットを含む。）
ねぎ	すもも
にら	おうとう（チェリーを含む。）
みかん	ぶどう
なつみかん	かき
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	いちご
グレープフルーツ	ラズベリー
レモン	ブラックベリー
ライム	ブルーベリー
その他のかんきつ類果実	ハックルベリー
ひまわり	クランベリー
なたね	その他のベリー類果実
くり	バナナ
ペカン	キウイ
アーモンド	パパイヤ
くるみ	アボガド
コーヒー	パインアップル
その他のナツツ類	グアバ
りんご	マンゴー
日本なし	パッションフルーツ
西洋なし	なつめやし
マルメロ	その他の果実
びわ	

## 「はちみつ」の基準値案

品目名	基準値案 (ppm)
アシノナビル	0.05
アミスルブロム	0.05
アメトクトラジン	0.05
イマザビル	0.05
エトキサゾール	0.05
オキサチアピプロリン	0.05
カスガマイシン	0.05
グリホサート	0.05
クロラントラニリプロール	0.05
クロルフルアズロン	0.05
シアゾファミド	0.05
シエノピラフェン	0.05
シクラニリプロール	0.05
シフルフェナミド	0.05
ジフルベンズロン	0.01
シフルメトフェン	0.05
スピネトラム	0.05
スピノサド	0.01
ゾキサミド	0.05
テトラニリプロール	0.05
ピカルブトラゾクス	0.05
ピラジフルミド	0.05
ピリオフェノン	0.05
ピロキサスルホン	0.05
フェンピコキサミド	0.05
フェンヘキサミド	0.01
フルオキサストロビン	0.05
フルキサメタミド	0.05
フルチアニル	0.05
フルトラニル	0.05
プロフラニリド	0.05
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.05
ヘキシチアゾクス	0.05
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.05
マンジプロパミド	0.05
マンデストロビン	0.05
メソトリオン	0.05
メチルテトラプロール	0.05
メトラフェノン	0.05
メフェントリフルコナゾール	0.05

現行では、いずれの品目も「はちみつ」に基準値は設定されていない。

ジフルベンズロン、スピノサド及びフェンヘキサミドについては、公示試験法におけるはちみつ固有の定量限界値を踏まえ基準値案を設定した。

## 直近の食品健康影響評価において設定されたADI

品目名	ADI (mg/kg体重/day)
アシノナビル	0.04
アミスルプロム	0.1
アメトクトラジン	2.7
イマザビル	2.8
エトキサゾール	0.04
オキサチアピプロリン	3.4
カスガマイシン	0.094
グリホサート	1
クロラントラニリプロール	1.5
クロルフルアズロン	0.033
シアゾファミド	0.17
シエノピラフェン	0.05
シクラニリプロール	0.012
シフルフェナミド	0.041
ジフルベンズロン	0.02
シフルメトフェン	0.092
スピネトラム	0.024
スピノサド	0.024
ゾキサミド	0.47
テトラニリプロール	0.88
ピカルブトラゾクス	0.023
ピラジフルミド	0.021
ピリオフェノン	0.091
ピロキサスルホン	0.02
フェンピコキサミド	0.32
フェンヘキサミド	0.17
フルオキサストロビン	0.015
フルキサメタミド	0.0085
フルチアニル	2.4
フルトラニル	0.087
ブロフラニリド	0.017
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.2
ヘキシチアゾクス	0.028
ベンチアバリカルブイソプロビル	0.069
マンジプロパミド	0.05
マンデストロビン	0.19
メソトリオン	0.003
メチルテトラプロール	2.5
メトラフェノン	0.24
メフェントリフルコナゾール	0.035

## 推定摂取量の対ADI比

品目名	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
アシノナビル	14.4% (0.002%)	2.8% (0.002%)	28.1% (0.004%)	8.5% (0.004%)	9.5% (0.002%)	2.2% (0.002%)	18.8% (0.002%)	3.4% (0.002%)
アミスルブルーム	27.6% (0.001%)	11.4% (0.001%)	43.0% (0.001%)	17.1% (0.001%)	26.3% (0.001%)	11.1% (0.001%)	33.5% (0.001%)	13.9% (0.001%)
アメトクトラジン	3.4% (0.00003%)	0.9% (0.00003%)	4.8% (0.00005%)	1.3% (0.00005%)	3.1% (0.00004%)	0.9% (0.00004%)	4.0% (0.00003%)	1.0% (0.00003%)
イマザビル	0.1% (0.00003%)	0.02% (0.00003%)	0.25% (0.00005%)	0.03% (0.00005%)	0.11% (0.00003%)	0.01% (0.00003%)	0.15% (0.00003%)	0.02% (0.00003%)
エトキサゾール	12.8% (0.002%)	8.6% (0.002%)	14.4% (0.004%)	7.9% (0.004%)	7.1% (0.002%)	4.9% (0.002%)	18.1% (0.002%)	12.0% (0.002%)
オキサチアピプロリン	0.6% (0.00002%)	0.1% (0.00002%)	0.8% (0.00004%)	0.2% (0.00004%)	0.5% (0.00003%)	0.1% (0.00003%)	0.7% (0.00003%)	0.1% (0.00003%)
カスガマイシン	3.4% (0.001%)	0.7% (0.001%)	6.3% (0.002%)	1.4% (0.001%)	2.9% (0.001%)	0.6% (0.001%)	3.8% (0.001%)	0.8% (0.001%)
グリホサート	7.1% (0.0001%)	1.4% (0.0001%)	17.0% (0.0001%)	3.2% (0.0001%)	7.4% (0.0001%)	1.4% (0.0001%)	6.7% (0.0001%)	1.4% (0.0001%)
クロラントラニリプロール	5.0% (0.00005%)	1.5% (0.00005%)	9.6% (0.00010%)	2.6% (0.00010%)	4.9% (0.00006%)	1.4% (0.00006%)	5.5% (0.00006%)	1.7% (0.00006%)
クロルフルアズロン	16.9% (0.002%)	3.9% (0.002%)	33.8% (0.004%)	10.6% (0.004%)	14.1% (0.003%)	3.5% (0.003%)	19.8% (0.003%)	4.3% (0.003%)
シアブファミド	18.6% (0.0004%)	6.0% (0.0004%)	30.3% (0.0008%)	9.7% (0.0008%)	18.0% (0.0006%)	6.0% (0.0006%)	22.2% (0.0006%)	7.4% (0.0006%)
シエノビラフェン	26.6% (0.001%)	4.0% (0.001%)	40.0% (0.003%)	10.2% (0.003%)	18.2% (0.002%)	3.3% (0.002%)	35.6% (0.002%)	5.2% (0.002%)
シクラニリプロール			29.9% (0.006%)		42.7% (0.012%)		27.5% (0.008%)	
シフルフェナミド	3.6% (0.002%)	1.0% (0.002%)	8.8% (0.003%)	2.5% (0.003%)	3.7% (0.002%)	1.2% (0.002%)	4.0% (0.002%)	1.1% (0.002%)
ジフルベンズロン			8.2% (0.001%)		19.3% (0.001%)		6.7% (0.001%)	
シフルメトフェン	43.1% (0.001%)	22.9% (0.001%)	75.4% (0.002%)	39.9% (0.002%)	30.9% (0.001%)	16.5% (0.001%)	49.8% (0.001%)	25.5% (0.001%)
スピネトラム			28.3% (0.003%)		30.9% (0.006%)		22.0% (0.004%)	
スピノサド			26.4% (0.001%)		50.2% (0.001%)		24.8% (0.001%)	
ゾキサミド	0.9% (0.0001%)	0.1% (0.0001%)	1.9% (0.0003%)	0.3% (0.0003%)	1.0% (0.0002%)	0.2% (0.0002%)	1.0% (0.0002%)	0.1% (0.0002%)
テトラニリプロール	2.2% (0.0001%)	0.8% (0.0001%)	2.7% (0.0002%)	1.0% (0.0002%)	1.7% (0.0001%)	0.7% (0.0001%)	2.6% (0.0001%)	0.9% (0.0001%)
ピカルブトラゾクス			20.6% (0.003%)		29.7% (0.006%)		20.4% (0.004%)	
ピラジフルミド			21.3% (0.003%)		38.8% (0.007%)		20.7% (0.005%)	
ピリオフェノン	4.8% (0.001%)	1.4% (0.001%)	11.5% (0.002%)	3.3% (0.002%)	5.3% (0.001%)	1.5% (0.001%)	5.4% (0.001%)	1.5% (0.001%)
ピロキサスルホン	0.3% (0.004%)	0.2% (0.004%)	0.6% (0.007%)	0.5% (0.007%)	0.3% (0.005%)	0.2% (0.005%)	0.3% (0.005%)	0.2% (0.005%)
フェンピコキサミド	0.2% (0.0002%)	0.03% (0.0002%)	0.56% (0.0004%)	0.08% (0.0004%)	0.24% (0.0003%)	0.04% (0.0003%)	0.19% (0.0003%)	0.03% (0.0003%)
フェンヘキサミド	17.4% (0.0001%)	6.8% (0.0001%)	36.3% (0.0002%)	13.6% (0.0002%)	16.8% (0.0001%)	6.2% (0.0001%)	19.8% (0.0001%)	7.8% (0.0001%)
フルオキサストロビン	11.2% (0.005%)	3.7% (0.005%)	38.2% (0.010%)	13.6% (0.010%)	13.4% (0.006%)	4.4% (0.006%)	11.6% (0.006%)	3.8% (0.006%)
フルキサメタミド			17.8% (0.008%)		29.0% (0.017%)		17.1% (0.011%)	
フルチアニル	0.0% (0.00003%)	0.004% (0.00003%)	0.065% (0.00006%)	0.012% (0.00006%)	0.027% (0.00004%)	0.005% (0.00004%)	0.030% (0.00004%)	0.005% (0.00004%)
フルトラニル	16.4% (0.001%)	4.7% (0.001%)	27.7% (0.002%)	7.7% (0.002%)	10.7% (0.001%)	3.1% (0.001%)	18.4% (0.001%)	5.2% (0.001%)
プロフラニリド	35.7% (0.004%)	8.7% (0.004%)	46.6% (0.008%)	11.1% (0.008%)	33.1% (0.006%)	8.1% (0.006%)	39.9% (0.006%)	9.8% (0.006%)
プロヘキサジオンカルシウム塩	1.6% (0.0004%)	0.6% (0.0004%)	5.1% (0.0007%)	1.5% (0.0007%)	1.4% (0.0005%)	0.5% (0.0005%)	1.8% (0.0005%)	0.7% (0.0005%)
ヘキシチアゾクス	19.5% (0.003%)	6.4% (0.003%)	40.9% (0.005%)	11.6% (0.005%)	16.7% (0.003%)	5.3% (0.003%)	23.9% (0.003%)	7.9% (0.003%)
ベンチアバリカルブイソプロビル	9.7% (0.001%)	2.3% (0.001%)	18.0% (0.002%)	4.3% (0.002%)	9.9% (0.001%)	2.5% (0.001%)	10.5% (0.001%)	2.5% (0.001%)
マンジプロパミド			19.2% (0.001%)		27.7% (0.003%)		17.2% (0.002%)	
マンデストロビン	23.8% (0.0004%)	8.4% (0.0004%)	36.7% (0.0008%)	12.5% (0.0008%)	21.7% (0.0005%)	7.6% (0.0005%)	28.4% (0.0005%)	9.9% (0.0005%)
メソトリオン	2.4% (0.023%)	1.1% (0.023%)	4.9% (0.048%)	2.6% (0.048%)	1.9% (0.032%)	1.1% (0.032%)	2.6% (0.031%)	1.2% (0.031%)

## 推定摂取量の対ADI比

品目名	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
メチルテトラブロール	0.4% (0.00003%)	0.05% (0.00003%)	0.66% (0.00006%)	0.17% (0.00006%)	0.22% (0.00004%)	0.03% (0.00004%)	0.51% (0.00004%)	0.06% (0.00004%)
メトラフェノン	1.5% (0.0003%)	0.3% (0.0003%)	4.1% (0.0006%)	0.7% (0.0006%)	1.8% (0.0004%)	0.3% (0.0004%)	1.7% (0.0004%)	0.3% (0.0004%)
メフェントリフルコナゾール	14.1% (0.002%)	3.1% (0.002%)	38.1% (0.004%)	8.8% (0.004%)	14.3% (0.003%)	3.3% (0.003%)	16.0% (0.003%)	3.4% (0.003%)

上段：全食品からの推定摂取量の対ADI比

(下段)：うち、今回基準値を設定するはちみつからの推定摂取量の対ADI比

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量（いずれかの区分で対ADI比が80%を超える農薬については算出せず、斜線で示した。）

EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

はちみつについては、EDI試算においても、基準値案を用いた。

(参考)

これまでの経緯

【「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」のとりまとめ（「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」の一部改訂）】

令和 3年 3月 11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

【農薬等40品目におけるはちみつ中の残留基準の設定】

令和 3年 5月 18日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

令和 3年 5月 25日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

令和 3年 6月 16日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に  
係る食品健康影響評価について要請

令和 3年 6月 22日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評  
価について通知

令和 3年 7月 7日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

## ● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

### [委員]

○穂山 浩	学校法人星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室教授
石井 里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一	学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山 和俊	一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸 謙介	学校法人麻布獸医学園理事（兼）麻布大学獸医学部生理学教授
加藤 くみ子	学校法人北里研究所北里大学薬学部分析化学教室教授
魏 民	公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科 環境リスク評価学准教授
佐藤 洋	国立大学法人岩手大学農学部共同獸医学科比較薬理毒性学研究室教授
佐野 元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵 雅之	学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科 生物有機化学研究室准教授
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
中島 美紀	国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所 薬物代謝安全性学研究室教授
永山 敏廣	学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
野田 隆志	一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
二村 瞳子	日本生活協同組合連合会常務執行役員

(○：部会長)

答申（案）

以下の通り、はちみつ中の農薬等の残留基準を設定する。

品目名	残留基準値 ppm
アシノナビル	0.05
アミスルプロム	0.05
アメトクトラジン	0.05
イマザビル	0.05
エトキサゾール	0.05
オキサチアピプロリン	0.05
カスガマイシン	0.05
グリホサート	0.05
クロラントラニリプロール	0.05
クロルフルアズロン	0.05
シアゾファミド	0.05
シェノピラフェン	0.05
シクラニリプロール	0.05
シフルフェナミド	0.05
ジフルベンズロン	0.01
シフルメトフェン	0.05
スピネトラム	0.05
スピノサド	0.01
ゾキサミド	0.05
テトラニリプロール	0.05
ピカルブトラゾクス	0.05
ピラジフルミド	0.05
ピリオフェノン	0.05
ピロキサスルホン	0.05
フェンピコキサミド	0.05
フェンヘキサミド	0.01
フルオキサストロビン	0.05
フルキサメタミド	0.05
フルチアニル	0.05
フルトラニル	0.05
プロフラニリド	0.05
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.05

品目名	残留基準値 ppm
ヘキシチアゾクス	0.05
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.05
マンジプロパミド	0.05
マンデストロビン	0.05
メソトリオン	0.05
メチルテトラプロール	0.05
メトラフェノン	0.05
メフェントリフルコナゾール	0.05

府 食 第 380 号  
令和 3 年 6 月 22 日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋  
( 公 印 省 略 )

### 食品健康影響評価の結果の通知について

令和 3 年 6 月 16 日付け厚生労働省発生食 0616 第 3 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

別紙に掲載の 40 品目については、いずれも既に食品健康影響評価結果を通知したところであり、当該農薬等のはちみつ中の残留基準を設定することは、当該評価結果及びばく露評価結果から人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められないため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. アシノナビル
2. アミスルブルム
3. アメトクトラジン
4. イマザビル
5. エトキサゾール
6. オキサチアピプロリン
7. カスガマイシン
8. グリホサート
9. クロラントラニリプロール
10. クロルフルアズロン
11. シアゾファミド
12. シエノピラフェン
13. シクラニリプロール
14. シフルフェナミド
15. ジフルベンズロン
16. シフルメトフェン
17. スピネトラム
18. スピノサド
19. ゾキサミド
20. テトラニリプロール
21. ピカルブトラゾクス
22. ピラジフルミド
23. ピリオフェノン
24. ピロキサスルホン
25. フェンピコキサミド
26. フエンヘキサミド
27. フルオキサストロビン
28. フルキサメタミド
29. フルチアニル
30. フルトラニル
31. ブロフラニリド
32. プロヘキサジョンカルシウム塩
33. ヘキシチアゾクス
34. ベンチアバリカルブイソプロピル
35. マンジプロパミド
36. マンデストロビン
37. メソトリオン
38. メチルテトラプロール
39. メトラフェノン
40. メフェントリフルコナゾール